|  |
| --- |
| 令和３年２月19日 |
| 資料提供 |
| 提供元及び担当者 | 高野町建設課農林係小西・山越 |
| 連絡先 | 電話0736-56-2934 |

**「聖地 高野山と有田川上流域を結ぶ持続的農林業システム」が**

**日本農業遺産に認定されました！**

　平素は、本町農林業行政にご理解・ご尽力いただき誠にありがとうございます。令和２年７月に認定申請した「聖地 高野山と有田川上流域を結ぶ持続的農林業システム」が、農林水産大臣により日本農業遺産に認定されました。今後は、「農業遺産 保全計画」に基づくシステムの保全・継承活動により、認定を活かした地域振興に取り組みます。

**1．日本農業遺産とは**

・伝統的な農林水産業を営む地域（農林水産業システム）を、農林水産大臣が認定する制度。

・創設は平成28年４月。認定は２年に１度。令和２年度が第３回目の認定。

・市町村及び関係団体で組織する協議会により申請を実施。

・「世界農業遺産等専門家会議」の審査を経て、認定地域が決定。

**2．システムの概要**

・高野山を支えるとともに、平地の少ない有田川上流域の暮らしを発展させた持続的農林業システム。

・本システムでは、高野六木制度により100を越える木造寺院を維持。傾斜地での仏花栽培や畦畔を利用した植物の栽培により、高野・花園・清水地域が互いに支え合い、平地の少なさを克服している。

**3．活動経過と今後のスケジュール**

|  |  |
| --- | --- |
| H30. 6.16 | 高野山・有田川流域世界農業遺産推進協議会 設立 |
| R2. 7.22 | 申請書 提出 |
| R2. 9.18 | 一次審査（書類審査） 通過通知 |
| R2. 12.8 | 高野山・有田川 現地調査 |
| R3. 1.27 | 二次審査（プレゼンテーション＋質疑応答） |
| R3. 2.19 | 認定地域 公表 |
| R3. 3.17 | 日本農業遺産 認定証授与式（農林水査省） |

**4．高野町長平野嘉也コメント**

平成29年度より農業遺産認定の取組みを開始しましたが、前回申請では惜しくも認定見送りとなりました。再申請にあたり、地域のみなさまと議論・検証を重ねていくことで私としても高野山の林業の魅力を再認識することができました。みなさまにも高野山、有田川流域の新たな一面として知っていただけますと幸いです。認定をきっかけにさらに後世にも素晴らしいシステムを残していけるよう、保全・継承活動を支援してまいりたいと思います。

**5．参考**

○農林水産省プレスリリース

「令和2年度世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定を行う地域の決定について」

　<https://www.maff.go.jp/j/press/nousin/kantai/210219.html>